

令和7年度東京都入札監視委員会第5回制度部会（東京空調衛生工業会との意見交換会）議事概要（制度）

開催日及び場所	令和8年2月3日（火） 東京都庁第一本庁舎 33階南側 特別会議室S6	
委員	愛知大学地域政策学部地域政策学科教授 （株）クロト・パートナーズ代表取締役 弁護士（（株）LegalOn Technologies）	斉藤 徹史 石橋 哲 柄澤 愛子 計3名（敬称略）
事項	(1) 都の入札契約制度等に関する要望について (2) その他報告等	
概要	一般社団法人東京空調衛生工業会からの都の入札契約制度等に関する要望について意見交換を行った。	
委員会における検討結果	—	
事務局からの報告	・「入札契約制度改革本格実施後の状況（令和6年度）」について	
委員からの意見等の概要	<p>(1) 一般社団法人東京空調衛生工業会からの要望</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事発注量の維持継続について</li> <li>2. 入札契約制度について <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 分離発注方式の維持継続</li> <li>➢ JV結成での入札参加について</li> <li>➢ 工事発注規模（価格帯）について</li> <li>➢ 前払金制度について</li> </ul> </li> <li>3. 「働き方改革」の推進について <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 長時間労働の是正、週休2日制（4週8閉所）への対応</li> <li>➢ 適正な工期の設定</li> <li>➢ 適正な予定価格の算定</li> <li>➢ 計画的な発注（発注・竣工時期の分散・平準化）</li> </ul> </li> <li>4. 生産性向上について <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 設計図書の精度向上</li> <li>➢ 設計変更対応等について</li> <li>➢ 現場従事者の負担軽減</li> </ul> </li> <li>5. スライド条項について <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ スライド条項の受注者負担率について</li> </ul> </li> <li>6. 民間発注者への啓発・指導について</li> </ol> <p>(2) 入札監視委員会制度部会委員からの質問等</p> <p><b>【委員からの質問等】</b></p> <p>人手不足について、本年はさらに深刻化したと思うが、それに対応して、</p>	

新4Kをアピールして認知度の向上を図るといっていた。具体的に、認知度向上を図るための取組や、それ以外の最近の取組を教示いただきたい。

**【業界団体の回答】**

建設業といっても、設備業は、ゼネコンに比べてさらに認知度が低いという部分もあり、大手の設備業者さんは、テレビコマーシャルとかでかなりPRをするということもしている。

大学生に少しでも知ってもらうための取組、もしくは大学生の意識調査のようなこともしている。

また、もっと身近なところでいえば、都立工科高校に対し、仕事を紹介する機会を設けて、意見交換をして、理解をしてもらうというような取組をしている。

**【委員からの質問等】**

JVを結成する場合に、最大のボトルネックになるというのはどういう点か。パートナー探し、協定書を作るのが難しいなど。

改修工事において、設計図書と現場との状況との乖離が大きな問題であるとの提案もあった。変更協議は円滑に機能しているのか、あるいは、協議が長引いて、待機コストを業界の方が負担しているケースが依然として多いのか。

**【業界団体の回答】**

JV結成が進まないということについて、混合入札により、単体でもJVでも応札可能となると、単体で応札した場合、入札金額等々を含めて、全部自社の責任の範囲内のできる反面、JV結成の場合、JVの構成員等々の了解を得て入札金額を決定していくので、自由度とかがあり、単体のほうは落札率が高いのではないか。

人手不足、技術者不足があるので、JV結成をし、JVの構成員にも応分に技術者を出すということも考慮して、入札に参加をされているのではないかと思う。

現場の状況と設計図書が違うことがあるということについて、いろいろな事情があるかと思う。設計会社等にもお願いしていると思うが、調査不足ということも、場合によってはあるのかなと思っている。

コストについて、ケース・バイ・ケースであるが、一定の配慮をいただいていると思う。もう少し工夫、もしくは配慮いただける部分があるのではないかということで、引き続き要望している。

**【委員からの質問等】**

民間発注者への啓発・指導について、労働基準法や建設業法が改正され、働き方改革が進められているかと思うが、民間の発注者について、こういった法改正がまだ十分に浸透していないとか、著しく短い工期の禁止などについて、まだ十分ご理解が浸透していないとか、そういう現場の感覚を持たれ

ているのか。特にこういう点を啓発してほしいといった要望などがあればお伺いしたい。

**【業界団体の回答】**

民間の場合、週休2日は、着工のときは計画的に工程表も作られて、実施するというような流れにはなっている。工期末が決められている場合、後半になると、設備工事は後工程になっており、短い工期で仕上げなければならないということが多々ある。そういう場合には、土日も含めて工事をやらなくてはならないというのは現実にある。そういったことも含めて、東京都、国交省のほうから、民間のお施主さんを含めて、週休2日等の徹底をお願いしたいというご要望の内容である。

以上

[その他]

特になし